「被爆 76 周年原水爆禁止世界大会」 福島大会「基調提起」

2021 年 7 月 31 日 原水爆禁止日本国民会議 事務局長 北村智之

東日本大震災・福島第一原発事故から 10 年 4 ヶ月が過ぎました。しかし、2021 年 7 月 5 日現在、福島県では、県内・県外・避難先不明者を含め、3 万 5,092 人が、長期の避難生活を余儀なくされています。原発事故は、いまだ収束していません。溶融した燃料は手つかず、汚染水は溜まり続けています。一度汚染された土地を、再び汚染することは絶対に許されません。東京電力と国は、自身の責任を踏まえ、長期的に安全を確保する方法を、福島県・地元自治体・地元住民とともに模索するべきです。

4月13日、政府は、溜まり続ける汚染水について「海洋放出」の方針を決定しました。 4月30日、22団体でつくる「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」は「不安や風 評被害で県内の全産業の復興が阻害されず、着実に進展できると確信できるまで海洋放出 に反対する」との共同声明を発表しました。5月に、福島テレビと福島民報社が福島県内 を対象に行った調査によると、溜まり続ける汚染水について、国民の理解が深まったかの 問いに対し「さほど深まっていない」37.9%、「全く深まっていない」32.8%と、全体の 7割の人が理解は深まっていないと回答しました。また、6月に、福島民報社が行ったア ンケート調査によると、福島県内59市町村議会のうち9議会が「海洋放出に反対」「処分 方針の撤回」「慎重な対応」などを求める意見書を可決。11議会は、政府の方針決定前に 可決済みの意見書を堅持するとしているため、少なくとも20議会が海洋放出に懸念を示し ています。

原水禁は、被害の拡大を防ぎ、放射能量の自然減少にもつなげるため、用地を確保してのタンクでの保管継続を訴えてきました。トリチウムの健康への影響も懸念される中、汚染水の海洋投棄でさらに被曝を強要することなど断じて許せません。

原水禁は、福島原発事故当初から、被害者それぞれの選択に対する支援の確立を求めてきました。子どもたちを避難させる、家族で避難する、県外での生活を選択する、県内の生活に戻る、それぞれの選択があり、さまざまな選択が成立するよう支援するのが、国の責任のはずです。今、何よりも大切なことは、事故の原因究明と責任の所在を明らかにするとともに、福島県民への放射線被曝防護の徹底と将来的な健康保証をはかることです。

「被曝者健康手帳」の交付など、より包括的な国の医療・生活支援策を求める声を結集し、 具体的な運動へと発展させていくことが重要です。 日本の原子力政策への批判は、福島原発事故ではなく、プルトニウム利用政策に向けられています。46.1トンと言われる日本のプルトニウム保有量は、長崎型原爆に換算して約5,800 発と考えられます。プルトニウムを利用する「核燃料サイクル計画」は、六ヶ所再処理工場の完工延期や高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉などから、将来の見通しが全く立っていません。日本政府は、この現実を真摯に受け止め、再処理・プルトニウム利用政策から撤退するべきです。国際的な非難を受けながら、「核燃料サイクル計画」を進める意味は全くありません。

原水禁は、日本と朝鮮半島の非核化を求める「東北アジア非核地帯構想」を掲げています。日本のプルトニウム政策・核燃料サイクル計画を廃止し、日朝韓における信頼醸成と平和への話し合いを進めなくてはなりません。すでに中国は先制不使用宣言を行っており、米国・ロシアによる先制不使用宣言とともに、朝鮮半島の非核化をもって、被爆国・日本の具体的政策として「東北アジアの非核地帯」に向けた努力が求められます。

7月21日、経済産業省は、国のエネルギー政策方針「エネルギー基本計画」について素案をまとめました。素案では、2030年度の電源構成として、再生可能エネルギーの割合を「36%から38%」としました。また、原子力については「必要な規模を持続的に活用していく」として、これまでの計画の「20%から22%」と同じ水準を維持しています。ただ、原発の新設や増設、建て替えについては、これまでの計画と同じように盛り込んでいません。また、二酸化炭素を排出する火力については、これまでの計画の56%から41%へと減らしましたが、脱炭素社会実現には程遠いと言えます。

日本は、少資源国であるからこそ、純国産のエネルギーである再生可能エネルギー100%をめざして、エネルギープランを検討すべきです。再生可能エネルギー推進によってこそ、地域経済が新しく豊かになります。地域分散型のエネルギーのあり方は、地方再生を謳う政府の政策とともにあり、政府が、地方再生を真剣に考えるなら、再生可能エネルギーの推進は、その一端を担うものです。地域からのエネルギー革命が、日本の将来をつくり出すと言えます。

差別と人権抑圧のもと、先住民などの弱者に核被害が押しつけられてきました。原子力利用は、最初のウラン採掘から、最後の高レベル放射性廃棄物処分まで、放射能汚染と被曝をもたらします。マーシャル諸島などでの核実験の被害者、米国やオーストラリアの先住民などのウラン採掘現場での被害者、チェルノブイリ原発事故の被害者など、これまで原水禁は、世界中の多くの核被害者と連帯を深め、とりくみを共有してきました。

核被害の拡大を決して許してはなりません。差別と抑圧の厳しい現実の中で闘っている、 世界中のヒバクシャ・核被害者と連帯し、ヒバクシャの人権と補償の確立のために、そして、核時代を終わらせるために、運動を強めなくてはなりません。 原水禁は、グローバルな視点で、人々の命、それを保証する平和を守る、世界の多くの人々との連帯と団結が、核廃絶を導き出すための基本にあると考えます。「コロナ禍後の社会」は、決して「コロナ禍以前」の社会ではあり得ません。また、私たちはコロナ禍への対応の中で、新たな社会のためのさまざまな課題を受け止めることとなりました。コロナ禍も、原水爆も、環境問題も、ひとり一人の「命」の尊厳に関わる課題として捉えながら、その尊厳を守るとりくみを強めながら、ポストコロナ社会を提起していかなくてはなりません。

「核と人類は共存できない」。原水禁運動は、常にひとり一人の命の尊厳を基本に据え、運動を展開してきました。そのことは、言葉の真実を生み出し、決してゆらぐことのない運動を展開することにつながってきました。今後も、ひとり一人のいのちをないがしろにする全ての政策に反対して、いのちの尊厳を守り、それを保証する核のない平和な世界の実現を基本に、闘いをすすめていきます。

以上、雑駁ではありますが、「基調提起」とさせていただきます。

なお「基調」全文につきましては、お手元の「大会冊子」119ページから174ページと、 原水禁ホームページに掲載してありますので、そちらをご覧ください。